

平成 29 年～平成 31 年のマイカー規制期間の設定について

環境省釧路自然環境事務所
北海道オホーツク総合振興局
斜里町環境課

<基本方針>

- 0) 平成 25 年設定時の基本方針を踏襲し設定する。
- 1) 客観的データ等に基づく合理的理由により規制期間・内容を設定する。
 - ・混雑・渋滞・事故が予測される一定の連続性を有する期間に、マイカー規制を設定する。
 - ・交通法規を守り停車できるスペースがない状態を混雑・渋滞が予想される期間とする。
 - ・規制期間は過去の利用状況等のデータを根拠に算出する。
 - ・規制期間は年ごとの大きな変動を避け、利用者にとってできるだけ分かりやすいものとする。
- 2) 規制期間・内容は 3 年間として設定する。
 - ・近い将来予定されている道路施設の変更・改修等と調整し、必要に応じて規制期間・内容の変更を検討する。
 - ・今後の利用状況等のデータを収集・分析し、次期規制期間・内容の設定を行う。
- 3) 規制期間・内容はカムイワッカ部会での合意をもって決定する。
 - ・規制は道路交通法に基づき行う。
- 4) 規制期間外となる混雑予測期間は、カムイワッカ部会メンバーの協力をもって利用円滑のための対策を検討する。

<車両規制にかかる基本事項>

- ・自由利用期間中は、大型車両の通行規制とする。
- ・マイカー規制期間中は、道路交通法により終日の車両通行止めの規制とする。ただし、6:00～19:00 で路線バスの通行を認める。また、徒歩・自転車による通行を認める。

<平成 29 年度以降のマイカー規制を導入する目安となる車両台数>

1 日あたりのカムイワッカ利用車両台数：192～239 台以上

前提条件の設定により、マイカー規制を導入する目安となる車両台数にある程度の幅が生じるため、複数の条件から総合的に勘案してマイカー規制期間を設定する。

(前提条件)

- ・カムイワッカの滝入口付近の駐車スペース収容台数（交通法規を守り停車できる量）：

平成 28 年検討時 20 台（登山者用駐車スペースは除いた区画数）

（平成 25 年検討時 18 台）

- ・1 台あたりの滞在時間：30 分

- ・1 時間あたりの駐車台数上限：40 台

- ・1 日あたりのカムイワッカの推定利用車両台数：

平成 28 年検討時 知床五湖の駐車台数×41.4%

（平成 25 年検討時 知床五湖の駐車台数×50%）

（平成 22 年検討レベル 知床五湖の駐車台数×71.4%）

- ・利用が最も集中する時間帯（1 時間）あたりの駐車台数の割合：

平成 28 年検討時 1 日の総利用台数の 20.85%（平成 28 年、25 年、24 年の平均値）

（平成 25 年検討時 1 日の総利用台数の 15.85%）

（平成 22 年検討レベル 1 日の総利用台数の 13.5%）

<平成 29～31 年度のマイカー規制期間（案）>

年度	8 月	9 月	計
平成 29 年度	8 月 1～25 日	なし	25 日間
平成 30 年度		なし	25 日間
平成 31 年度		なし	25 日間

- ・平成 29～31 年の 3 年間のマイカー規制期間は、上記の方針に基づき毎年前年度の部会において最終決定を行う。
- ・現地状況の変更・改修等と調整し、必要に応じて追加的な規制期間の設定を検討する。
- ・シャトルバスの運行本数については、運行体制や利用者の滞在時間等を踏まえて、事務局で検討を行う。
- ・平成 32 年以降、9 月に大型連休が発生する年については、再度マイカー規制設定を検討する。
- ・7 月の 3 連休等の局所的に混雑が予想される日については、利用円滑のための対策を実施する。